

15分でできる 虐待防止研修

第1回

虐待と不適切ケアの基本を
事例から考える

入所施設で働く職員向け

施設名:

実施日: 年 月 日

研修用の架空事例を使用



虐待の 5 つの類型

身体的虐待 叩く、強く引っ張るなどの暴力。緊急やむを得ない場合以外の身体拘束。

介護・世話の放棄・放任 汚れたおむつを放置する、必要な受診につなげないなど、必要なケアを著しく怠る。

心理的虐待 威圧的に怒鳴る、排泄の失敗を笑うなど、心理的な苦痛を与える。

性的虐待 本人の同意のない性的な行為や、排泄介助時に人目を遮らず裸にするなど。

経済的虐待 預かった金銭の私的流用など、本人の財産を不当に扱う。

不適切ケアだから軽いと考えない

悪気がなくても、権利を侵害することがあります。

本人が黙ったことを、同意や解決と受け取らない。

虐待が疑われる段階で、安全確認と必要な対応へ。

事例 夕食前の場面

夕食前、職員 B さんは配膳の準備、C さんは別の利用者さんの移乗介助をしています。すぐに応援に入れる職員はいません。

認知症のある A さんは、トイレへの移動に付き添いが必要です。

A さんが B さんに、「トイレに行きたいんですが」と声をかけました。

B さんは配膳の手を止めず、「さっき行ったばかりですよ。今は忙しいから、座って待っていてください」と答えました。

A さんに尿意や不快感があるか、待てる状態かは確認していません。

事例 気になっても離れられない

数分後、A さんが再び声をかけると、B さんは周囲にも聞こえる強い口調で、「何回も同じことを言わないで」と言いました。

A さんはうつむき、それ以上、何も言わなくなりました。

C さんは、そのやり取りが気になりました。しかし、介助中の利用者さんから離れられず、B さんにも声をかけにくいと感じています。

A さんへの付き添いは、まだ行われていません。



考えてみましょう

- 1 どの対応が気になりますか？ A さんには、どのような影響が考えられますか？
- 2 この場面で、B さん・C さんは何ができますか？
- 3 同じ状況を繰り返さないために、施設として何を見直す必要がありますか？

繰り返す訴えも、その都度確かめる

「さっき行った」という事実だけでは、今の尿意や不快感は分かりません。Bさんは可能な範囲で手を止め、顔を向けて状態を確かめます。黙ったことを、困りごとが解消した合図にしないことが大切です。



今の介助を安全に続けながら考える

C さんが移乗介助中の利用者さんを残して離れると、別の危険が生じます。B さんの配膳準備を安全に中断できるか、A さんの状態から付き添いを優先する必要があるかを考えます。安全に声をかけられるなら「A さんの様子を確認できますか」と短く共有します。

待ってもらった後を曖昧にしない

待てる状態かを確認したうえで、誰が付き添うかを決め、実際にケアが行われたかまで確かめます。「後で誰かがするだろう」で終わらせず、未対応なら引き継ぎます。

個人の対応と業務の仕組みを両方見直す

強い口調や確認不足を忙しさだけで済ませず、発言、Aさんの様子、当時の業務を記録・共有します。同時に、夕食前の作業の重なり、役割分担、人員配置を管理者等と見直します。Cさん一人に改善の責任を負わせません。



振り返り

明日から見直す行動を一つ書きましょう。

自分だけでは変えにくい課題も、一つ残しましょう。

個人の行動と、チームで考えることをつなぎます。

出典と次の研修

厚生労働省 高齢者虐待への対応と養護者支援について

国マニュアル 第 1 章／令和 8 年 3 月改訂

高齢者虐待防止法 第 2 条・第 20 条・第 21 条

次回：気づきを伝え、チームでケアを見直す